

人衛第11184号  
18.12.14  
改正 人衛第11810号  
18.12.28  
改正 人衛第20685号  
令和2年12月25日

人事教育局長  
防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
陸上幕僚長  
海上幕僚長  
航空幕僚長  
殿

長官官房衛生監

#### 医療法の遵守の徹底について（通知）

医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく各種手続のうち、病院及び医務室（以下「病院等」という。）の開設者である防衛大臣が申請者となるものは、自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第9条の規定で、幕僚長等が防衛大臣に手続をとるよう申請しなければならないこととされている。

これらの手続のうち、病院等の構造設備の変更の手続については配慮すべき事項が多く、手続を誤ると当局より施設の使用制限禁止命令等（医療法第24条）、管理者の変更命令（同法第28条）、病院等の開設許可の取消等（同法第29条）の処分を受けることもあるので、隊員の健康管理に支障をきたさないよう医療法上の適切な管理が必要である。

ついては、別添のとおり、病院等の構造設備の変更に当たっての留意事項及び医療法遵守のための対策が示されたので、病院等において遺漏なく適切な管理がなされるよう対処されたい。

添付資料：別紙第1 病院等の構造設備の変更に当たっての留意事項  
別紙第2 医療法遵守のための対策

## 病院等の構造設備の変更に当たっての留意事項

病院等の構造設備を変更する場合には、医療法第 7 条第 2 項及び医療法施行令（昭和 28 年政令第 382 号）第 1 条に基づき、変更前に、病院については地方厚生局長に対する承認申請を、医務室については地方厚生局長に対する通知を行わなければならないとされているので、特に次の点に留意すること。

### 1 構造設備の変更手続の対象

病院等の構造設備の変更手続を必要とするものには、工事を伴う構造設備の変更のほか、工事を伴わない室の用途変更及び名称変更も含まれること。

### 2 構造設備の変更手続の実施

病院等の構造設備を変更しようとするときは、病院については地方厚生局長の承認を受け、医務室についてはあらかじめ地方厚生局長に通知をしなければならないこと。

### 3 病院及び病床を有する医務室に係る構造設備の変更後の使用の手続

病院及び病床を有する医務室において、変更した病院等の構造設備（「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（健政発第 707 号。平成 12 年 6 月 8 日）の別表に規定するものに限る。）を使用する場合には、医療法第 27 条及び医療法施行令第 1 条の規定に基づき、病院については地方厚生局長に、病床を有する医務室についてはその所在地を管轄する都道府県知事（開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域である場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下「都道府県知事等」という。）に、それぞれ承認申請を行わなければならないとされており、当該承認が得られるまでの間は、変更に係る構造設備を使用してはならないこと。

なお、病床を有する医務室の管理者（医療法第 15 条の規定に基づく管理者をいう。）は、直接、都道府県知事等に対して承認申請（通常手数料の納付が必要）を行う必要があること。

#### **4 申請書に添付する平面図の確認等**

構造設備の変更の申請書に添付する平面図については、病院等の開設時又は過去の構造設備の変更時において申請書に添付したものと同一であることを確認すること。

なお、当該確認の結果、承認を得た際の平面図と実際の構造設備が異なっていた場合には、防衛大学校又は防衛医科大学校の病院等については人事教育局衛生官付の医療法手続担当者（以下「内局担当者」という。）に、それ以外の病院等については陸上幕僚監部衛生部、海上幕僚監部首席衛生官付又は航空幕僚監部首席衛生官付の医療法手続担当者（以下「各幕担当者」という。）を経由して、直ちに内局担当者に連絡するとともに、医療法上必要な手続等の措置を速やかに実施すること。

#### **5 病室が一時的に使用できなくなる場合の取扱い**

病室又は病室周辺の工事により病室の一部が使用できない状態となる場合には、実際の病床稼働率とは関係なく承認を得ている病床数の使用を確保する観点から、病室の移転等の構造設備の変更を行う必要があり、状況によっては段階的に変更を行わなければならない場合があること。これに伴い申請手続も複数回にわたる場合もあるため計画の段階から地方厚生局と必要な調整等を行うものとする。

#### **6 申請書の作成及び申請時期等**

構造設備の変更に伴う承認申請は、使用開始予定日の1ヶ月前までに行う必要があるため、申請書の作成は十分な余裕をもって行うこと。

また、変更後の構造設備の使用が速やかに開始できるように、地方厚生局との間で申請書の事前審査、申請時期、構造設備の変更時期等の調整等を行うものとする。

特に、病室、手術室、診療用放射線に関する構造設備を変更する場合であって、用途の種類の変更（病室でない居室を病室にすることなど）又は工事（病室を改修することなど）を伴う場合には、申請後、病院においては地方厚生局の立入検査が必要となるため、使用開始予定日の約2ヶ月前には地方厚生局と調整を開始すること。

#### **7 協議書案の作成等**

病院における病床数の増加又は病床の種別の変更に当たっては、「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取り扱いについて」（昭和3

9年9月19日閣議決定)に基づき、地方厚生局長への構造設備の変更手続前に、その計画を厚生労働大臣と協議する必要があること。

厚生労働省との事前調整には、概ね1年程度の時間を要するため、計画が固まった段階で、速やかに協議書案を作成し、防衛医科大学校の病院にあつては内局担当者に、それ以外の病院にあつては各幕担当者を経由して内局担当者に、それぞれ協議書案を提出すること。

## 8 その他

構造設備の変更に当たり、医療法上の手続の必要性等について疑義が生じた場合には、病院等内のみで判断をせず、必ず地方厚生局に確認を行うものとする。

## 医療法遵守のための対策

### 1 病院等において講じるべき措置

病院等は医療法の遵守を徹底するため、次の措置を講じるものとする。

#### (1) 医療法手続進行管理表の作成及び管理

毎年度当初に、今後 2 年間に予定されている構造設備の変更の内容、その予定時期、必要な医療法上の手続について、付紙第 1 の様式による医療法手続進行管理表（以下「管理表」という。）を作成する。

また、年度途中で構造設備の変更を決定した場合には、速やかに、管理表にその内容を追加する。

管理表には、逐次、工事等の進行状況、医療法の手続の進行状況、問題点を記載し、その際、工事を伴わない室の用途変更、名称変更の記載についても漏れがないように注意する。

#### (2) 病院等における平面図の管理

構造設備の変更手続及び構造設備の点検を適切に行うため、承認された申請書に添付した平面図（以下「承認図面」という。）については、申請書の起案文書の保管とは別に、病院等の全構造設備に係る最新の承認図面を一括して保管管理する。

#### (3) 病院等の構造設備の自己点検

毎年度第 1 四半期に、施設内の全構造設備について、上記（2）の承認図面と実際の構造設備を実地で点検する。

#### (4) 病院等担当者の管理者への報告

病院等における医療法手続担当者（以下「病院等担当者」という。）は、次に掲げる場合には、その内容を速やかに管理者に報告する。

ア 管理表を作成した場合、管理表に新たに構造設備の変更内容を追加した場合及び当該変更に係る医療法の手続に当たって問題が発生した場合

イ 上記（2）の承認図面と異なる構造設備を発見した場合

ウ 管理表に記載のない構造設備の変更が行われているところを発見した場合

エ 上記（3）の自己点検を行った場合

オ 地方厚生局又は都道府県等の立入検査を受け、改善指示を受けた場合

#### (5) 不適切な構造設備の変更等への対処

上記（４）による報告内容が不適切な構造設備の変更及び立入検査による改善指示等である場合には、直ちに、防衛大学校又は防衛医科大学校の病院等については内局担当者に、それ以外の病院等については各幕担当者を経由して、内局担当者に連絡するとともに、速やかに医療法上の手続の実施、構造設備の原状回復等の適切な措置を講じ、当該原因を調査の上、適切な改善策を講じる。

#### （６）関係部署間の連携体制の整備

病院等において施設工事の計画及び実施を行う部署と医療法申請手続担当部署が異なる場合には、両部署間での連携が確実にとれる連絡体制を整備する。

特に、軽微な室の用途変更や名称変更等の工事を伴わない構造設備の変更が管理者の許可なく行われないように病院等部内の職員に対して定期的な注意喚起などの周知徹底を行う。

## 2 内部部局等において講じるべき措置

### （１）病院等に対する実地検査等

防衛大学校又は防衛医科大学校の病院等については、内部部局が必要に応じ、承認図面と実際の構造設備を実地で検査及び指導を行う。

また、それ以外の病院等については、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部が必要に応じ、指揮系統を通じて承認図面と実際の構造設備を実地で検査及び指導する。

### （２）病院等の自己点検結果の報告

防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、毎年7月31日までに、上記1（3）による構造設備の自己点検の結果を、付紙第2により、防衛大臣に報告する。

## 3 その他

上記の規定にかかわらず、平成18年度における上記1（3）の自己点検については平成19年1月19日までに、上記2（2）の報告については平成19年2月28日までに行う。



付紙第2

発簡番号

発簡年月日

防衛大臣 殿

官 職 名

医療法に係る構造設備の自己点検結果について（報告）

標記について、医療法の遵守の徹底について（人衛第11184号。18.12.14）の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

添付書類：別紙

